

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月10日
【会社名】	イオン北海道 株式会社
【英訳名】	A e o n H o k k a i d o C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星野 三郎
【本店の所在の場所】	札幌市白石区本通21丁目南1番10号
【電話番号】	0 1 1 ( 8 6 5 ) 9 4 0 5
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 竹垣 吉彦
【最寄りの連絡場所】	札幌市白石区本通21丁目南1番10号
【電話番号】	0 1 1 ( 8 6 5 ) 9 4 0 5
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員管理本部長 竹垣 吉彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、株式会社ダイエー（以下、「ダイエー」といいます。）との間で、ダイエーの北海道地域におけるゼネラル・マーチャンダイズ・ストアー（総合スーパー）（以下、「GMS」といいます。）事業の一部を吸収分割（以下、「本分割」といいます。）の方法により承継するため、両社間で吸収分割契約書（以下、「本分割契約」といいます。）を締結することを、平成27年7月8日開催の取締役会において決議し、同日、本分割契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ダイエー
本店の所在地	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1
代表者の氏名	代表取締役社長 近澤 靖英
資本金の額	56,517百万円（平成27年2月28日現在）
純資産の額	70,254百万円（平成27年2月28日現在）
総資産の額	280,947百万円（平成27年2月28日現在）
事業の内容	小売事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

決算期	連結 平成25年2月期	連結 平成26年2月期	個別 平成27年2月期
売上高	772,809	756,487	577,689
営業損失（ ）	2,683	7,493	14,966
経常損失（ ）	3,674	9,339	18,007
当期純損失（ ）	3,693	24,330	25,672

ダイエーはイオン株式会社（以下、「イオン」といいます。）の100%子会社となったため、平成27年2月期については連結財務諸表を作成してありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成27年2月28日現在）

大株主の名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合
イオン	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	ダイエーより当社への出向者17名が在籍しております。また、当社からダイエーへ5名が出向しております。
取引関係	特筆すべき取引関係はありません。

## (2) 当該吸収分割の目的

当社は、純粋持株会社イオンを中心とするイオングループに属しております。イオングループは300社余りの企業から構成され、GMSやスーパーマーケット（以下、「SM」といいます。）等を展開する小売事業を中心に、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を、国内外で複合的に展開しております。

また、ダイエーは、イオンとの間の平成27年1月1日の株式交換の効力発生日以降、イオンの完全子会社として新たな一歩を踏み出しました。今後は、既存店舗の9割が立地する「首都圏、京阪神」に活動領域を特化し、強みである「食品」に経営資源を集中することで、展開地域におけるシェアNo.1の「総合食品小売業」を目指していくという成長戦略を描いています。一方、イオンは、グループ内で重複あるいは類似する事業領域・事業エリアについては、グループ全体の観点から、経営資源の整理・最適化を行っていく旨発表しています。

当社は平成26年9月25日よりダイエーとの店舗編成に関する検討を開始し、様々な角度から検証や調査を行ってまいりました。本分割は、ダイエーのイオングループ参画に伴う構造改革の一環として、同社の北海道におけるGMS事業を承継することで、北海道におけるGMS事業の一層の強化及び平成27年10月1日に株式会社いちまるのSM事業を承継する予定のマックスバリュ北海道株式会社（以下、「MV北海道」といいます。）との2社による北海道の小売事業の売上シェアNo.1を目指す事業基盤の確立を企図しております。

本分割は、イオングループの上記方針を踏まえ、ダイエーのグループ参画に伴う構造改革の先鞭として北海道・九州地域における小売事業の体制を再構築し、それぞれの地域で「ベストローカル」を実現する運営体制に進化させていくことを目的としています。多様かつ変化し続けるお客さまのニーズに応え、当社を含めたグループ各社がそれぞれ成長を継続するためには、ローカリゼーションの徹底と事業規模の拡大が不可欠との認識に基づき、本分割を進めていきます。

具体的には、ダイエーの北海道事業のうちGMS事業を当社が承継することで、お客さまに支持される地域密着経営の深耕をスピード感を持って行える、地域単位で統一されたGMS運営体制を構築いたします。加えて、SM事業を担うMV北海道と連携しつつ、地域戦略を一体となって推進していくことにより、北海道でのイオングループのブランド認知度向上と小売事業シェアNo.1に向けた事業基盤の確立を図ります。更に、物流の集約・効率化等によりコストシナジーや商品調達におけるスケール・メリット、好立地にあるダイエー店舗の活性化や販促の一体化による営業力の強化など、再構築に伴う種々シナジーの創出を、地域一体となって進めてまいります。

すでに平成25年8月末にダイエーがイオンの連結子会社として新たなスタートを切ったことを契機として、当社は、MV北海道とともにダイエーとの連携を強化してその相乗効果を発揮すべく、販促の一体化や物流の効率化の検討、地域商品の開発や社会貢献活動にも協力して取り組んでまいりました。例えば、これまで当社とMV北海道の2社で実施していた地産地消セール「イオン道産デー」をダイエーも参画して開催し、よりスケールアップした「イオンオール道産デー」として試験的に実施し多くのお客さまから好評をいただいております。また、北海道のお客さまの声を取り入れたオリジナルペーカリーの商品開発を協力して行うなどお客さまによりよい商品とサービスがご提供できるよう取り組んでおります。

このように、これらの取り組みを進めていくにあたり、当社としては、ダイエーが北海道エリアで展開しているGMS事業を承継することにより、これまでの地域に根差した取り組みをさらに効果的にかつ迅速に進めていくことが可能になるものと判断しております。加えて、エリア戦略上においても、未出店エリアの函館の店舗を承継することで、道内主要都市における店舗展開が図られるとともに、最大のマーケットである札幌市の中心部の店舗網が充実することとなることから、本分割は当社にとって企業価値向上に資するとともに、グループ全体の企業価値向上に資するとの判断に至り、平成27年4月9日に基本合意書の締結に至りました。その後、承継する権利義務の内容や事業対価につき詳細な検討を行い、ダイエーとの協議、交渉を経て、合意に至りましたので、本分割契約を締結いたしました。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を吸収分割承継会社、ダイエーを吸収分割会社とする吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

当社は普通株式1,522,070株を新たに発行し、その全てをダイエーに対し割当交付いたします。

その他の吸収分割契約の内容

）承継する権利義務

当社は、以下のダイエーの店舗の事業に関する資産、負債、契約その他の権利義務等であって、本分割契約において承継すると定めたものを承継いたします。なお、ダイエーから当社に対する債務その他の義務の承継は、免責的債務引受けの方法によります。

	店舗名
(1)	ダイエー琴似店
(2)	ダイエー新さっぽろ店
(3)	ダイエー麻生店
(4)	ダイエー東札幌店
(5)	カテプリ新さっぽろ
(6)	ダイエー栄町店
(7)	ダイエー滝川店
(8)	ダイエー湯川店
(9)	ダイエー上磯店

）日程

平成27年4月9日	基本合意書締結
平成27年7月8日	本分割契約締結に係る取締役会決議
平成27年7月8日	本分割契約締結
平成27年9月1日(予定)	本分割予定日(効力発生日)

当社は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割の規定により株主総会による承認の手続を経ずに本分割を行う予定です。

なお、当社はイオンから、平成27年7月8日、イオンが保有する当社A種種類株式全てを当社普通株式に転換する旨の取得請求権行使の通知を受領しております。かかるA種種類株式の転換により、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができるA種種類株主が存しないこととなるため、会社法第322条第1項第9号に基づく本分割についての承認に関する当該種類株主総会は開催されません。

ダイエーについては、平成27年7月6日開催のダイエーの取締役会において本分割の承認を受けております。なお、ダイエーにおいては、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の手続きにより、株主総会決議を経ずに本分割を行う予定です。

）その他の吸収分割契約の内容

当社とダイエーとの間で平成27年7月8日に締結しました吸収分割契約書の内容は以下のとおりです。

## 吸収分割契約書（写し）

株式会社ダイエー（以下「甲」という。）及びイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条 （吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、甲が北海道地域において行っているGMS事業のうち、別紙1「承継対象店舗一覧」記載の店舗に係る事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務等を、吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

### 第 2 条 （分割当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

#### (1)吸収分割会社（甲）：

商 号：株式会社ダイエー  
住 所：兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

#### (2)吸収分割承継会社（乙）：

商 号：イオン北海道株式会社  
住 所：北海道札幌市白石区本通21丁目南1番10号

### 第 3 条 （乙が本件吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙は、甲から、本件吸収分割により、別紙2「承継権利義務明細表」記載のとりの資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
2. 本件吸収分割により、乙が甲から承継する債務に関しては、乙が免責的にこれを引き受ける。当該承継する債務について、会社法第759条第2項の規定により甲がその履行をした場合には、甲は乙に対してその全額について求償することができる。

### 第 4 条 （本件吸収分割に際して交付する株式）

乙は、本件吸収分割に際し、前条第1項により承継する権利義務の対価として、乙の普通株式1,522,070株を発行し、その全てを甲に対して交付する。

### 第 5 条 （乙の資本金及び準備金）

本件吸収分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりである。

- (1) 資 本 金： 0千円
- (2) 資本準備金： 1,231,967千円
- (3) 利益準備金： 0千円

### 第 6 条 （本件吸収分割の効力発生日）

本件吸収分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成27年9月1日とする。但し、本件吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議の上これを変更することができる。この場合、甲は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

### 第 7 条 （登記、登録等）

乙が本件吸収分割により承継する権利義務の承継に伴い、登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、甲乙協力してその手続を行うものとする。なお、当該手続に要する一切の費用は、甲及び乙にて折半して負担する。

### 第 8 条 （分割承認總會）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主總會の承認を得ないで本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主總會の承認を得ないで本件吸収分割を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約に関して株主總會による承認が必要となる場合には、効力発生日の前日までに、株主總會において、本契約の承認を得るものとする。

### 第 9 条 （善管注意義務）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

第 10 条 （競業禁止義務）

甲は、本件吸収分割の効力発生後も会社法第21条に定める競業禁止義務を負わず、本件事業その他の乙の事業と競合する事業を行うことができる。

第 11 条 （事情変更）

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができるものとする

第 12 条 （規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを適宜決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月8日

甲：兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1  
株式会社ダイエー  
代表取締役社長 近澤 靖英

乙：北海道札幌市白石区本通21丁目南1番10号  
イオン北海道株式会社  
代表取締役社長 星野 三郎

承継対象店舗一覧

	名称	所在地
1	ダイエー琴似店	北海道札幌市
2	ダイエー新さっぽろ店	北海道札幌市
3	ダイエー麻生店	北海道札幌市
4	ダイエー東札幌店	北海道札幌市
5	カテプリ新さっぽろ	北海道札幌市
6	ダイエー栄町店	北海道札幌市
7	ダイエー滝川店	北海道滝川市
8	ダイエー湯川店	北海道函館市
9	ダイエー上磯店	北海道北斗市

承継権利義務明細表

1. 承継する資産

効力発生日において甲が保有する本件事業に関する以下の資産。但し、別紙1「承継対象店舗一覧」記載の店舗内のテナントに対する債権のうち、破産したテナントに対する債権又はテナントとの間で係争が生じている債権を除く。

(1) 流動資産

現金（小口現金・釣銭資金）

商品

貯蔵品（但し、甲の名称若しくは商標が付されたもの又は効力発生日以降、乙による利用の継続が困難であるものを除く。）

前払費用（承継される契約に係るものに限る。）

繰延税金資産

その他の流動資産（販売用郵券及び店仮払金に係るものに限る。）

(2) 固定資産

有形固定資産（乙による利用の継続が困難であるものを除く。）

借地権

その他の無形固定資産（電話加入権に限る。）

出資金（麻生商店街振興組合及び湯川商店街振興組合に係るものに限る。）

差入保証金（承継される契約に係るものに限る。）

破産更生債権等（ダイエー東札幌店に関するものに限る。）

長期前払費用（承継される契約に係るものに限る、社宅家賃補助に係るものを除く。）

長期繰延税金資産

貸倒引当金（ダイエー東札幌店に関する破産更生債権及び差入保証金に対する貸倒引当金に限る。）

2. 承継する負債

効力発生日において甲が本件事業に関して負担する以下の債務

(1) 流動負債

リース債務

預り金（ダイエー滝川店に係るものに限る。）

前受収益（承継される契約に係るものに限る。）

その他の流動負債（リース減損勘定に係るものに限る。）

イオン株式会社からの貸付けに係る貸金返還債務のうち60億円

(2) 固定負債

リース債務

預り保証金

繰延税金負債

資産除去債務（長期）

リース資産減損勘定

その他の固定負債（ダイエー滝川店に係る長期預り金及び割賦購入の長期未払い金に限る。）

3. 承継する契約上の地位

本件事業に関する取引基本契約、売買契約、業務委託契約、請負契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位並びに本件事業に関する賃貸借契約及びリース契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、法令上、契約上の地位及び権利義務の移転が認められないものを除く。

#### 4. 承継する雇用契約等

本件事業に従事する甲の従業員のうち、甲のキャリアキャップ就業規則の適用を受けるキャリアキャップ従業員、甲のアクティブキャップ就業規則の適用を受けるアクティブキャップ従業員、甲のプロフェッショナルキャップ就業規則の適用を受けるプロフェッショナルキャップ従業員及び甲のアルバイト就業規則の適用を受けるアルバイト従業員（以下総称して「承継対象従業員」という。）との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。但し、甲において未払いの時間外労働手当等の労働債務並びに承継対象従業員に関する退職給付引当金、賞与引当金、確定拠出年金制度及び財形貯蓄制度に係る権利義務については承継対象としない。なお、甲における勤続年数は、乙において通算する。

#### 5. 商標権

以下の商標権

商 標：「QUALITE PIX\カテプリ」  
商標登録番号：第5154586番（第35類）

#### 6. 承継する許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本分割の対価の公正性とその他本分割の公正性を担保するため、当社の第三者算定機関として株式会社ブルータス・コンサルティング(以下、「ブルータス」といいます。)を、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始しました。

当社は、第三者算定機関であるブルータスから平成27年7月8日付吸収分割比率算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言を頂くと共に、ダイエー及びイオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ている吉岡征雄氏から平成27年7月8日付け受領した本分割の目的、当社の企業価値向上、交渉過程の手続き、本分割の分割対価の公正性等の観点から総合的に判断して、本分割に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を踏まえ、店舗ごとの経営環境について様々な視点で調査するとともに、本分割によって生じるコストやシナジーあるいは営繕、店舗改装を含む投資計画等について慎重に協議・検討した結果、税制適格性の要件を満たし経済的メリットを享受すべく対価として株式を交付することとして、上記(3)「吸収分割に係る割当ての内容」記載の割当株式数が、ブルータスの算定結果の範囲内であることから当該割当株式数及びその他の条件により本分割を行うことが妥当であると判断いたしました。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	イオン北海道株式会社
本店の所在地	北海道札幌市白石区本通21丁目南1番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 星野 三郎
資本金の額	6,100百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	小売事業

以 上